

東日本大震災により被災した介護保険の被保険者に係る利用料等の免除に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東日本大震災（以下「大震災」という。）で被災した介護保険の被保険者（以下「被保険者」という。）に係る介護保険利用料、食費及び居住費等（以下「利用料等」という。）の免除の取り扱いに関し、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第50条及び第60条並びに千葉市介護保険規則（平成12年千葉市規則第74号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(免除対象者)

第2条 利用料等の免除の対象となる者は、平成23年3月11日に特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。以下同じ。）内の市町村に住所を有していたことにより被災した被保険者又は被災後、当該市町村から本市に転入した被保険者であり、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大震災による被害を受けたことにより、被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）が、住宅、家財、その他の財産について、半壊又はこれに類する損害以上の損害を受けた者又は被災者生活再建支援法（平成15年法律第66号）第2条第2号ハに規定する長期避難世帯に属する者
- (2) 大震災による被害を受けたことにより、主たる生計維持者が死亡し、又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより収入が著しく減少した者
- (3) 大震災による被害を受けたことにより、主たる生計維持者の行方が不明である者
- (4) 大震災による被害を受けたことにより、主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した者
- (5) 大震災による被害を受けたことにより、主たる生計維持者が失職し、現在収入がない者
- (6) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による、避難のための立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象となっている者
- (7) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による区域に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている者
- (8) 特定避難勧奨地点（原子力災害特別措置法第17条第8項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定されるとして特定した住居をいう。以下同じ。）に居住しているため、避難を行っている者。

- 2 前項の規定による利用料等の免除を受けようとする者は、規則別表第2に規定する介護保険利用者負担額減額・免除申請書に、前項各号に該当することを証する書類を添付して、区長に提出しなければならない。
- 3 区長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその可否を決定し、規則第26条第2項の介護保険利用者負担額減額・免除決定通知書又は同条第5項の介護保険利用者負担額減額・免除決定通知書（総合事業）により当該申請者に通知するものとする。
- 4 区長は、前項の減額・免除決定を行ったときは、規則別表第2に規定する介護保険利用者負担額減額・免除認定証（様式第1号）又は介護保険利用者負担額減額・免除認定証（総合事業）（以下「利用料免除認定証」という。）を交付するものとする。

（適用期間）

第3条 前条に規定する利用料等の免除の適用期間は、平成23年3月11日（以下「適用日」という。）から平成24年9月30日までとする。ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- （1）前条第1項第3号に該当する場合 適用日から平成24年9月30日までの間において、その行方が明らかとなった日までとする。
- （2）前条第1項第6号のうち、平成23年4月22日に屋内退避指示が解除となった福島県いわき市及び田村市の一部からの転入者 指示があった日を適用期間の始期とし、平成23年6月30日を終期とする。
- （3）警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域並びに特定避難勧奨地点からの転入者 7号の指示又は8号の地点を指定した旨の通知があった日を適用期間の始期とし、平成25年3月31日を終期とする。

（平成25年度における適用期間の延長）

第3条の2 第3条の規定にかかわらず、平成25年度については、第2条に規定する利用料等の免除の適用期間の終期は次のとおりとする。

- （1）警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域並びに特定避難勧奨地点からの転入者 平成26年3月31日

（平成26年度における適用期間の延長）

第3条の3 第3条の規定にかかわらず、平成26年度については、第2条に規定する利用料等の免除の適用期間の終期は次のとおりとする。

- （1）帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点からの転入者 平成27年3月31日
- （2）旧緊急時避難準備区域及び平成25年度以前に指定が解除された旧特定避難勧

奨地点からの転入者

ア 被保険者の合計所得金額が633万円以上の者（「上位所得者」という。第3条の4において同じ。） 平成26年9月30日

イ アに該当しない者 平成27年3月31日

（平成27年度における適用期間の延長）

第3条の4 第3条の規定にかかわらず、平成27年度については、第2条に規定する利用料等の免除の適用期間の終期は次のとおりとする。

（1）帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域からの転入者 平成28年3月31日

（2）旧緊急時避難準備区域及び平成25年度以前に指定が解除された旧特定避難勧奨地点からの転入者

ア 上位所得者 平成27年7月31日

イ アに該当しない者 平成28年3月31日

（3）平成26年度に指定が解除された、旧避難指示解除準備区域及び旧特定避難勧奨地点からの転入者

ア 上位所得者 平成27年9月30日

イ アに該当しない者 平成28年3月31日

（平成28年度における適用期間の延長）

第3条の5 第3条の規定にかかわらず、平成28年度については、第2条に規定する利用料等の免除の適用期間の終期は次のとおりとする。

（1）帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域からの転入者 平成29年3月31日

（2）旧緊急時避難準備区域、平成26年度以前に指定が解除された旧避難指示解除準備区域及び旧特定避難勧奨地点からの転入者

ア 被保険者の合計所得金額が633万円以上（ただし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額）である者（「上位所得者」という。次号～第3条の9において同じ。） 平成28年7月31日

イ アに該当しない者 平成29年3月31日

（3）平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域からの転入者

ア 上位所得者 平成28年3月31日

イ アに該当しない者 平成28年9月30日

（平成29年度における適用期間の延長）

第3条の6 第3条の規定にかかわらず、平成29年度については、第2条に規定する利用料等の免除の適用期間の終期は次の各号のとおりとする。

（1）帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域からの転入者 平成30

年3月31日

(2) 旧緊急時避難準備区域及び旧特定避難勧奨地点並びに平成27年度以前に指定が解除された旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域からの転入者

ア 上位所得者 平成29年7月31日

イ アに該当しない者 平成30年3月31日

(3) 平成28年度に指定が解除された旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域からの転入者

ア 上位所得者 平成29年9月30日

イ アに該当しない者 平成30年3月31日

(平成30年度における適用期間の延長)

第3条の7 第3条の規定にかかわらず、平成30年度については、第2条に規定する利用料等の免除の適用期間の終期は次のとおりとする。

(1) 帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域並びに旧緊急時避難準備区域、旧特定避難勧奨地点及び平成29年度以前に指定が解除された旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域からの転入者であって、次号に該当しない者
平成31年3月31日

(2) 旧緊急時避難準備区域及び旧特定避難勧奨地点並びに平成29年度以前に指定が解除された旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域からの転入者であって、被保険者の合計所得金額が633万円以上（ただし、租税特別措置法に規定される特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額）の者
平成30年7月31日

(平成31年度における適用期間の延長)

第3条の8 第3条の規定にかかわらず、平成31年度については、第2条に規定する利用料等の免除の適用期間の終期は次のとおりとする。

(1) 帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域からの転入者
平成32年2月29日

(2) 平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域並びに平成26年度以前に指定が解除された旧特定避難勧奨地点並びに平成29年度以前に指定が解除された旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域からの転入者

ア 上位所得者 平成31年7月31日

イ アに該当しない者 平成32年2月29日

(令和2年度における適用期間の延長)

第3条の9 第3条の規定にかかわらず、令和2年度については、第2条に規定する利用料等の免除の適用期間の終期は次のとおりとする。

(1) 帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域からの転入者
令和3年2月28日

(2) 平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域並びに平成26年

度以前に指定が解除された旧特定避難勧奨地点並びに平成29年度以前に指定が解除された旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域からの転入者

ア 上位所得者 令和2年7月31日

イ アに該当しない者 令和3年2月28日

(3) 令和元年度に指定解除となる旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域からの転入者

ア 上位所得者 令和2年9月30日

イ アに該当しない者 令和3年2月28日

(令和3年度における適用期間の延長)

第3条の10 第3条の規定にかかわらず、令和3年度については、第2条に規定する利用料等の免除の適用期間の終期は次のとおりとする。

(1) 帰還困難区域からの転入者 令和4年2月28日

(2) 旧緊急時避難準備区域及び旧特定避難勧奨地点並びに令和元年度以前に指定が解除された旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域、旧帰還困難区域からの転入者

ア 被保険者の合計所得金額（平成30年度税制改正に伴う所得指標の見直しを反映させた後の合計所得金額とする。）が633万円以上（ただし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額）である者（以下「上位所得者」という。第3条の11において同じ。） 令和3年7月31日

イ アに該当しない者 令和4年2月28日

(令和4年度における適用期間の延長)

第3条の11 第3条の規定にかかわらず、令和4年度については、第2条に規定する利用料等の免除の適用期間の終期は次のとおりとする。

(1) 帰還困難区域からの転入者 令和5年2月28日

(2) 旧緊急時避難準備区域及び旧特定避難勧奨地点並びに令和元年度以前に指定が解除された旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域、旧帰還困難区域からの転入者

ア 被保険者の合計所得金額（平成30年度税制改正に伴う所得指標の見直しを反映させた後の合計所得金額とする。）が633万円以上（ただし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額）である者 令和4年7月31日

イ アに該当しない者 令和5年2月28日

第3条の12 上位所得者となったことにより当該減免の適用期間が終了した者が、その後上位所得者に該当しなくなったことにより再度第3条の4から前条までの

各条に該当する場合、その減免の始期は再度適用となる年度の8月1日とする。

(免除認定証の提示)

第4条 第2条第4項の利用料免除認定証の交付を受けた被保険者（以下「利用料免除対象被保険者」という。）は、介護サービス事業者からサービスの提供を受ける際に、利用料免除認定証を介護保険被保険者証に添えて当該介護サービス事業者に提示しなければならない。

(利用料の還付)

第5条 区長は、利用料免除対象被保険者が適用日から平成23年6月末日までの間において、介護サービス事業者からサービスの提供を受け、当該期間に係る利用料を当該サービス事業者に支払った場合は、同期間の利用料に限り、還付することができる。この場合において、高額介護サービス費の支給を受けることができる場合は当該額を控除するものとする。

2 前項の還付を受けようとする者は、介護保険利用料還付申請書（様式第2号）に証明書類を添えて区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその可否を決定し、介護保険利用料の還付に係る決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(食費及び居住費等の免除)

第6条 区長は、利用料免除対象被保険者が、法第51条の3第1項に規定する特定介護保険施設等における食事提供に要した費用及び居住又は滞在に要した費用について支給される特定介護サービス費並びに法第51条の4第1項各号に規定する場合に支給される特例特定介護サービス費を控除した食費及び居住又は滞在に要した費用の支払を免除する。

2 前項の規定による免除を受けようとする者は、介護保険施設等における食費・居住費等免除申請書（様式第4号）を区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその可否を決定し、食費・居住費等の免除決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

4 区長は、前項の免除決定を行ったときは、食費・居住費等免除認定証（様式第6号。以下「食費・居住費等免除認定証」という。）を交付するものとする。

(食費及び居住費等免除の適用期間)

第7条 前条に規定する食事及び居住又は滞在に要した費用の支払免除の適用期間

は、第3条に規定する適用日から平成24年2月29日までとする。ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 第2条第1項第3号に該当する場合 適用日から平成24年2月29日までの間において、その行方が明らかとなった日までとする。

(2) 第2条第1項第6号のうち、平成23年4月22日に屋内退避指示が解除となった福島県いわき市及び田村市の一部からの転入者については、指示があった日を始期とし、平成23年6月末日を終期とする。

(食費・居住費等免除認定証の提示)

第8条 第6条第4項に規定する食費・居住費等免除認定証の交付を受けた被保険者（以下「食費等免除対象被保険者」という。）は、第6条第1項に規定するサービスの提供を受ける際に、食費・居住費等免除認定証を介護保険被保険者証に添えて当該介護サービス事業者提示しなければならない。

(食費及び居住費等の還付)

第9条 区長は、食費等免除対象被保険者が適用日から平成23年6月末日までの間において、介護サービス事業者からサービスの提供を受け、当該期間に係る食費及び居住費等を当該サービス事業者を支払った場合は、同期間の食費及び居住費等に限り、これを還付することができる。

2 前項の還付を受けようとする者は、食事・居住費等還付申請書（様式第7号）に証明書類を添えて区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその可否を決定し、食事・居住費等の還付決定通知書（様式第8号）により当該申請者に通知するものとする。

(利用料等の支払い猶予期間中の利用料等の免除)

第10条 区長は、第2条第1項の要件に該当し利用料等の免除を受けられる者が、適用日から平成23年6月末日までの間に大震災による著しい損害を受けた等の申立てを介護サービス事業者に行い、当該事業者から介護サービスの提供を受け、利用料等の支払猶予の取扱いを受けていた利用料等免除対象被保険者の利用料等の支払を、同期間に限り、免除する。

2 区長は、前項の規定により利用料等免除対象被保険者による支払いを免除された利用料等について、当該介護サービスの提供を行った事業者の請求によりこれを支払うことができる。

3 前項の支払いを受けようとする介護サービス事業者は、支払猶予利用料等請求書（様式第9号）に証明書類を添えて区長に提出しなければならない。

4 区長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかにその可否を決定し、支払猶予利用料等支給決定通知書（様式第10号）により当該申請者に通知するものとする。

（免除の取り消し）

第11条 区長は、利用料等の免除の適用を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その適用を取り消すことができる。

（1）資力の回復その他の事情の変化により、利用料等の免除の適用が不相当であると認められるとき。

（2）偽りの申請その他不正の行為により利用料等の免除の適用を受けたと認められるとき。

2 区長は、前項の規定により利用料等の免除の適用を取り消したときは、介護保険利用料（食費・居住費等）の免除取消通知書（様式第11号）により、当該適用を取り消された者に通知するものとする。

3 第1項の規定により利用料等の免除の適用を取り消された者は、速やかに利用料免除認定証又は食費・居住費等免除認定証若しくはその両方を区長に返還しなければならない。

（他の要綱との調整）

第12条 大震災で被災した被保険者に係る利用料等の減額又は免除については、千葉市介護保険利用者負担額の減額に関する取扱要綱（平成12年4月1日施行）が適用される場合においても、本要綱を優先して適用する。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月22日から施行し、同年3月11日以降の利用料等について適用する。

附 則

1 この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の東日本大震災により被災した介護保険の被保険者に係る利用料等の免除に関する取扱要綱第7条の規定は、平成23年9月1日以降の利用に係る食費及び居住又は滞在に要した費用の免除について適用し、同日前の利用に係る食事及び居住又は滞在に要した費用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行し、平成23年3月11日以降の利用料等について適用する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。